

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があった。

平成十九年四月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

（仮称）シヨージ新下見店

2 所在地

東広島市西条町下見四六二三番一外

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 西條商事株式会社 代表取締役社長 蔵田 憲

住所 東広島市西条土与丸二丁目六番四十九号

2 小売業を行う者

（一） 名称 西條商事株式会社 代表取締役社長 蔵田 憲

住所 東広島市西条土与丸二丁目六番四十九号

（二） その他未定

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年十一月二十九日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千四十六平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の収容台数

百二十四台

2 駐輪場の収容台数

六十四台

3 荷さばき施設の面積

七十四・七平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の容量

十七・七立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時、閉店時刻 午後十時（西條商事株式会社）

その他未定

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数

二か所

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時三十分から午後八時まで

七 届出年月日

平成十九年三月二十八日

八 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

東広島市産業部商業観光課（東広島市西条上市町七番四二号）

2 縦覧期間

平成十九年四月十二日から平成十九年八月十三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び

国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

九 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年八月十三日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室